

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年一月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）山陽マルナカ新小山店
所在地 岡山市小山字棚端九一ー一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五番地の二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五番地の二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年九月十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六十二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 二百十三台
 - (2) 駐輪場の収容台数 五十六台
 - (3) 荷さばき施設の面積 五百十五平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十七年一月十八日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十七年一月二十五日から平成十七年五月二十五日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所